

役場からのお知らせ No.42

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

※町ホームページからもダウンロードできます。 <https://www.town.takaharu.lg.jp>

1 令和2年度 交通災害共済加入について

「交通災害共済」とは、交通事故で怪我や万が一の場合などに、見舞金をお支払いする相互扶助の制度です。

加入を希望される方は、次のとおりお申込みください。

●申込期間

令和2年2月3日（月）～令和2年3月31日（火）※土日祝日除く。

（4月1日以降も申込は可能ですが、取扱いは「郵便局窓口のみ」となります。）

●共済期間

令和2年4月1日（水）～令和3年3月31日（水）

●申込場所

郵便局窓口又は高原町役場 総務課 危機管理係（庁舎2F）

※4月1日以降に申込される場合は、「郵便局窓口のみ」となります。）

●加入できる方

（1）加入申込時点で高原町に住民登録または外国人登録されている方

（2）就学（学生）のため一時的に転出されている方

●掛 金

加入者1人につき500円



●申込方法

加入申込書（別途回覧）に必要事項を御記入のうえ、人数分の掛金を添えて、上記申込場所にて加入手続きを行ってください。

●その他

申込用紙が不足する場合や紛失された場合は、区長又は役場総務課危機管理係までお申出ください。

2 高原町（広原）定住促進住宅の入居申込について

賃貸住宅2棟について、次のとおり入居申込の受付を開始します。

●入居申込受付期間

令和2年2月3日（月）から令和2年2月21日（金）まで

午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日・日曜日・祝祭日を除く。）

●入居申込場所

高原町役場1階 建設課

●入居申込方法

定住促進住宅入居申込書（高原町役場建設課で準備しております。）に次の添付書類が必要です。

- 戸籍謄本（新婚世帯のみ添付が必要となります。）
- 所得証明書（令和元年度分・収入のある方分。）
- 完納証明書（市区町村税の課税対象者全員分。）
- 住民票（入居申込者全員分。）

●入居申込の条件

次の全ての条件を満たす必要があります。

- 移住者若しくは定住者の子育て世帯又は新婚世帯（婚姻の届出以後5年以内の者で、入居申込時における夫婦の合計年齢が80歳以下。）であること。
- 入居申込時において、公営住宅法等で規定されている世帯収入が、政令月収158,000円を超えていること。
- 市区町村税、その他町の納付金等を滞納していない者であること。
- 定住住宅に入居後、居住地の行政班に加入する意思があること。
- 暴力団員ではないこと。

●入居決定

入居の申込みをした方が入居させるべき定住住宅の戸数を超える場合は、公開抽選となります。

- 公開抽選日時は、令和2年3月1日（日）午前10時00分から午前11時30分頃までの予定です。
- 公開抽選場所は、高原町役場1階会議室です。

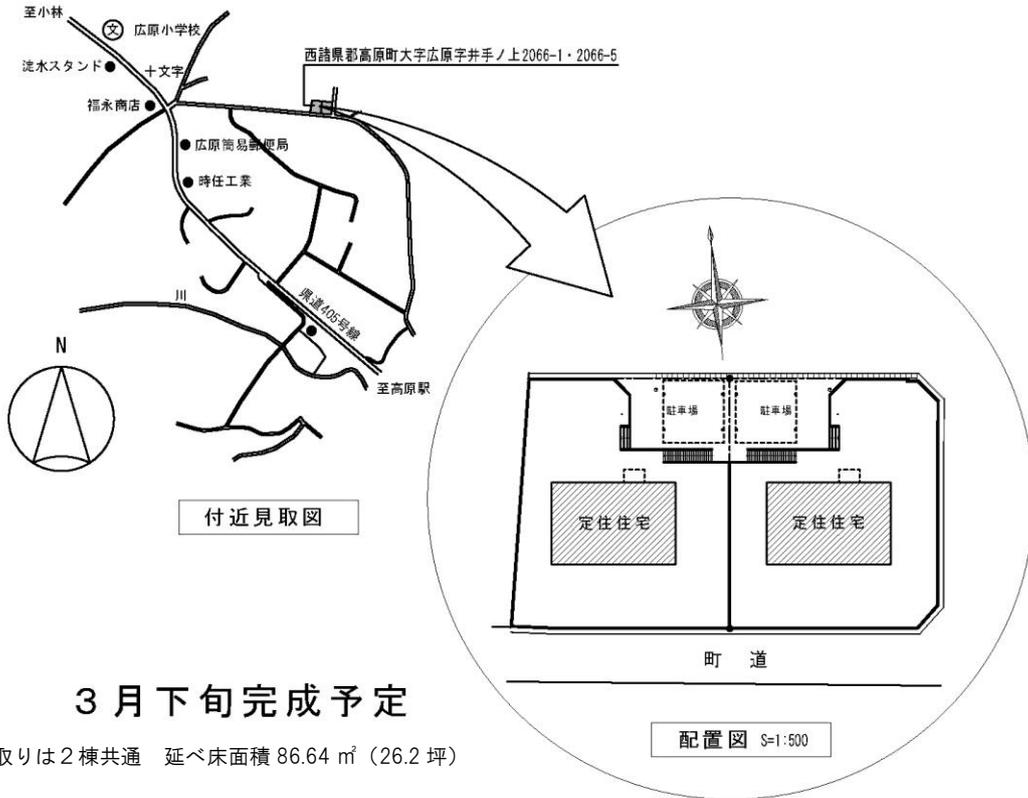
●月々の家賃

- 18歳以下の子どもがいない場合 49,000円
- 18歳以下の子どもが1人の場合 46,000円
- 18歳以下の子どもが2人の場合 43,000円
- 18歳以下の子どもが3人以上の場合 40,000円

●その他

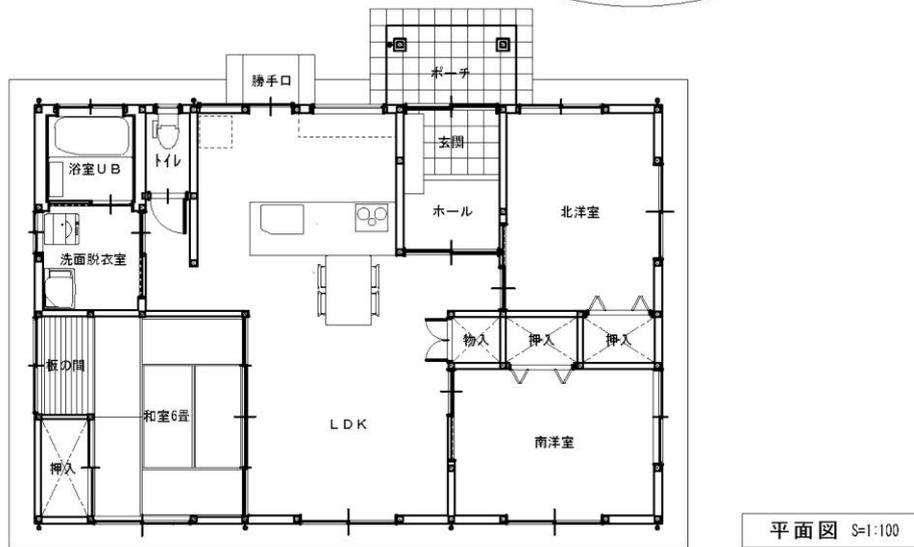
入居申込と同時に必要な書類等、入居申込に関する内容について、御不明な点がある場合には、お気軽にお問い合わせください。

高原町(広原)定住促進住宅



3月下旬完成予定

間取りは2棟共通 延べ床面積 86.64㎡ (26.2坪)



3 令和元年度高原町職員採用試験の試験期日等の変更について

令和2年1月15日号の『役場からのお知らせNo.41』で御案内しました令和元年度高原町職員採用試験の実施日について、看護師国家試験実施日と同日であったことから、次のとおり試験期日等を変更いたします。

●変更の対象となる職種及び受験資格

1 職種

看護師

2 受験資格

昭和55年4月2日以降生まれで、令和元年度中に免許取得見込みの者

●変更後の試験日時等

1 試験日時

令和2年2月23日(日) 8:30~12:15(予定)

2 試験会場

高原町役場 2階会議室

●変更後の実施要領・申込用紙等の配布

1 配布期間

令和2年1月15日(水)から2月12日(水)まで

(申込受付期間：1月16日(木)から2月12日(水)まで)

2 配布場所

高原町役場総務課

●その他

現に看護師の免許を有する者の試験期日等については、変更ありません。

※試験期日：2月16日(日)

問 | 総務課 担当：古川 貴浩 (ふるかわ たかひろ) ☎0984-42-2112

4 行政班振興交付金について

行政班振興交付金については、毎年2月下旬頃に各行政班に対し交付しております。

この行政班交付金は、使途の目的を特定していませんので、その使途につきましては、班の総会等で決定していただくこととなっております。

なお、当該交付金は公金であることから、各行政班につきましては、適切に使用していただき、その使用状況等について十分な説明ができるよう管理をお願いします。

【交付金の使用例】

○班行事等の運営資金として使用

○班長手当として使用

問 | 総務課 担当：古川 貴浩 (ふるかわ たかひろ) ☎0984-42-2112